



印西市役所からのお知らせ

【問い合わせ先】

〒270-1396 印西市大森 2364-2

印西市役所 課税課 市民税係

Tel. 0476 (33) 4443

回覧

令和5年度市民税・県民税申告相談会場の開設

◎日程及び会場等 ※市民税・県民税申告書や所得税等確定申告書の作成を **PCにて**ご自身で行う会場です。

期 間	会 場	所 在 地	受付時間
2月16日(木)～2月21日(火) ※土曜、日曜日を除きます。	イオンモール千葉ニュータウン モール棟3階 イオンホール	印西市 中央北3-2	10:00～12:00 13:00～15:00
2月22日(水)	ふれあいセンターいんば 3階 会議室	印西市 美瀬1-25	9:00～13:00 ※開催時間が変更となりました。
2月24日(金)	本埜公民館2階 視聴覚室	印西市 中根1375	
2月27日(月)～3月15日(水) ※土曜、日曜日を除きます。	印西市役所2階 附属棟	印西市 大森2364-2	

申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です

◎会場内の混雑緩和のため市民税・県民税申告相談会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です（作成済申告書の提出のみであれば不要です）。

◎入場整理券は**各会場**で**当日配付**しますが、**印西市の公式LINEアカウントからオンライン事前発行**も可能です。当日の配付場所・時刻、**LINEによる事前発行**の方法については、詳細が決まり次第、回覧や広報、ホームページに詳細を記載させていただきます。

◎**入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります。**

※印西市の公式LINEアカウントからは、税務署主催の相談会の申込はできません。ご注意ください。

完成した所得税等確定申告書の提出について

◎**令和5年2月9日(木)から令和5年3月15日(水)の間（土曜、日曜日及び祝日を除く）**に限り、本庁課税課・印旛支所・本埜支所にて収受をいたします。**※各出張所では収受できません。**

◎令和5年2月8日（水）以前に提出したい場合は、**成田税務署へ郵送**等で提出してください。

成田税務署所在地 〒286-8501 成田市加良部1丁目15番地
（裏面もご覧ください。）

持参するもの

- (1) 給与・年金 源泉徴収票（原本）や生命保険料等の控除証明書（原本）など**申告に必要な書類**
※医療費控除を受ける方は『医療費控除の明細書』を作成の上、お越しください。（領収書の添付・提示は不要）
※医療費控除の明細書は、印西市ホームページ又は国税庁ホームページからダウンロードしてご使用ください（必要事項が書いてあれば、任意様式でも可能です）。
- (2) マイナンバーに係る本人確認書類の写し（①マイナンバーカード又は②通知カード及び免許証等）



お忘れものにご注意ください

その他注意事項

- ◎市役所課税課・各支所・各出張所の窓口では、申告書の作成・相談は行っておりませんので、申告期間中は各相談会場をご利用ください。なお、市役所課税課（市役所が会場ではない期間）・各支所市民サービス課の窓口では、作成済申告書の提出のみ受け付けています。
- ◎各相談会場には税務署の職員はおりません。市役所の職員が市民税・県民税申告書及び簡易な所得税等確定申告書の作成について助言を行っています。そのため、**次の①～⑥の申告相談をされる方は、成田税務署が開設する申告書作成会場（イオンモール成田 2階 イオンホール）で申告相談してください。※市役所では申告相談できません。**

①青色申告

②住宅借入金等特別控除が1年目の申告、連帯債務のある申告、増改築、特定増改築（バリアフリー改修工事・省エネ改修工事・三世代同居改修工事）住宅特定改修特別税額控除を受けた場合などに関する申告

③分離課税所得（譲渡・配当・先物取引）、山林所得・退職所得のある申告

④事業所得（営業等・農業）、不動産所得の収支内訳書の作成

⑤雑損控除、外国税額控除を含む申告、政党等、認定NPO、公益社団法人等への寄附金で税額控除を選択する場合

⑥損失を繰り越す申告、準確定申告（納税者が出国・死亡した場合の申告）、過年分の申告、消費税、贈与税の申告

※その他、内容等により市役所では申告相談できない場合があります。

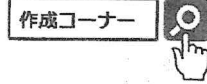
各会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と来場される方へのお願い

- ・会場はこまめに換気し、業務の従事者は手洗い・うがいの徹底やマスク等を着用するなどの対策を行っています。
- ・ご来場の際はマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください（入場口等で手指のアルコール消毒にご協力願います）。
- ・入場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- ・なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場をお控えくださるようお願いいたします。

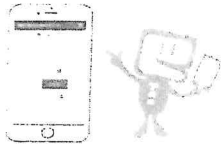
成田税務署からのお知らせ 回覧

【問合せ先】 〒286-8501 成田市加良部1-15 Tel. 0476 (28) 5151 (代表)
 ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

確定申告書は
国税庁ホームページから作成！

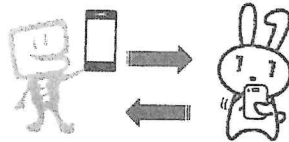


自



画面の案内に沿って入力する
 だけで作成・送信！

自



マイナポータル連携でデータ
 をまとめて入力！

自



確定申告はご自宅で！
 スマホで申告できます！

▶ **入力方法は動画でチェック！**

確定申告 動画



e-Tax なら3週間程度で還付されます

マイナンバーカードをお持ちでない方も、税務署が発行する「ID・パスワード」があれば e-Tax で送信することができます。

(注) ID・パスワードによる e-Tax は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月24日(火)・25日(水)	白井市役所	白井市復1123	午前10時から 午後4時まで ※ 「入場整理券」の配付 状況に応じて、受付を早 め(午前中)に締め切る 場合があります。
1月30日(月)	富里市すこやかセンター	富里市七栄652-1	
1月31日(火)	佐倉市中央公民館	佐倉市鐺木町198-3	
2月1日(水)・2日(木)	志津コミュニティセンター	佐倉市井野794-1	
2月3日(金)	佐倉市臼井公民館	佐倉市王子台1-16	
2月6日(月)	八街市総合保健福祉センター	八街市八街ほ35-29	
2月7日(火)・8日(水)	四街道市役所	四街道市鹿渡無番地	
2月9日(木)・10日(金)	印西市役所	印西市大森2364-2	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送でご提出いただくか、成田税務署窓口へ直接お持ちください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 医療費控除を申告される方は「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月6日(月) ～3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	イオンモール 成田	成田市ウイング 土屋 24	【受付】 午前9時から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、郵送でご提出いただくか、成田税務署に直接お持ちください。
- 混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間前でも成田税務署で申告相談を受けております。
- 会場では、ご自身のスマートフォン(またはタブレット)を使用して申告書を作成していただくことを基本としています。

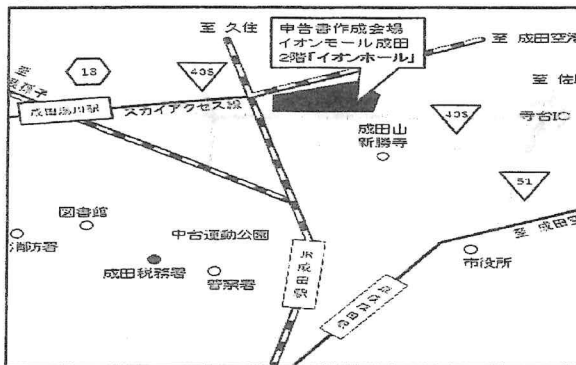
オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

【案内図】



【電車・バス】

JR成田駅または京成成田駅下車
京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から千葉交通バス
「イオンモール成田」行き乗車

ご注意ください！

午前9時から午前10時までの間、申告書作成会場へは、立体駐車場3階から連絡通路を通り、モール2階C入口からご入場ください(他の入口は利用できません。)
受付開始時は、2階C入口からご入場された方から順番に受付いたします。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～各会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しいただき、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

事業所得者・不動産所得者のみなさまへ

令和5年10月 消費税インボイス制度が始まります！

制度開始時に、インボイス発行事業者となるためには、原則、**令和5年3月31日までに**登録申請が必要です！

登録申請手続はe-Taxをご利用ください。

- ▶ 書面に比べて早期に登録通知を受け取れます。
- ▶ 電子データで登録通知を受け取れます。

インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に、説明会の開催情報や申請手続などを掲載しています。

